

## 中国における農業技術普及システムの発展過程

曾 雅・秋山 邦裕

(農業経営学研究室)

平成13年8月10日 受理

### Development Process of Agricultural Extension Systems in China

Ya ZENG and Kunihiro AKIYAMA

(*Laboratory of Agricultural Economics*)

#### はじめに

農業の発展には、政策、技術、投入の三つが欠かせないが、その中でもとくに決定的な要素は科学・技術である。農業普及は農業科学技術事業の重要な一環として、試験開発成果を現実生産力へと転化する掛け橋の役割を果たしている。中国では、50年代初めに農業普及機関の設立が始まり、1996年末までに、郷レベル以上の普及機構が21万ヶ所、普及員が136万人に達して、特色ある農業普及システムが整えられた。

#### 1. 普及システムの歴史の流れ

新しい中国が成立し、農業生産の復興をはかるために中国の普及システムが本格的にスタートした(表1)。1951年に始めて東北地区で農業技術普及ステーションが設立され、推広普及研究所で開発された農業技術を現場へ普及することがその時の主な任務であった。1953年に農業部により「農業技術推広方案」(草案)が公布された。各レベルの地方政府が普及機構を設立し、普及員を配置し、農業技術普及事業を行うこととなった。そして農場を中心に、互助組を基礎とし、労働模範と技術者を担い手とす

表1 中国における農業普及事業発展の概要

Table 1 Outline of agricultural extension development in China

年次(西暦)	事項
1951年	東北地区で初めての農業技術普及ステーション設立
1953年	「農業技術推広方案」(草案)公布 (地方で普及機構を設立し、普及員を設置することを規定)
1954年	「農業技術推広ステーション工作条例」 (推広ステーションの性質と任務を規定)
1955年	郷村推広機構の設立、郷村推広機構の職能と農業技術推広員の任用資格を規定
1962年	現場の推広ステーションを指導する県推広ステーションの設立が始まる
1974年	「四級農業科学実験網」を全国で推進
1978年	各戸請負制実施、「四級農業科学実験網」解体
1979年	農業部により、率先的に29ヶ所で県農業技術推広センターを設置
1982年	専業ステーションを合併し、県農業技術推広センターの設置が全国で始まる 全国農業技術推広総ステーション設立
1983年	「農業技術推広条例(試行)」公布 (農業技術普及事業の機構、任務、編制、組織、設備、経費と賞罰を規定)
1984年	「農業技術承包責任制試行条例」公布
1989年	「科学技術の発展による農業の振興、農業普及の強化に関する決議」公布 (「技物結合」の原則、有償サービスを行うことを定める)
1993年	「中華人民共和国農業技術推広法」公布

る技術普及ネットを構築することが定められた。1954年正式に「農業技術推広ステーション工作条例」が公布され、農業技術推広ステーションの性質と任務について具体的な規定が定められた。

1955年に国は、集団化を強めるとともに、地方における郷村推広機構設立規定、その機構職能規定、農業技術推広員の任用資格などを定めた。郷村農業技術推広機構の職能については、①当地農民の生産経験を総括すること、②近代農業科学技術を普及すること、③生産増強、農民の所得向上について援助すること、④集団化を促進すること、⑤農業技術普及と管理を改善すること、また、農業技術推広員の資格については農業短大の卒業生あるいは半年以上技術養成指導を受けて生産経験豊かな先進農民、と定められた。

農業技術推広事業を強化するため、1962年に中央政府は現場の農業推広ステーション（県レベル以下）を指導する県レベルの農業技術推広ステーション（略：県ステーション）の設立を始めた。県ステーションの主要な職能は、①開発された科学技術成果を農家たちに普及すること、②具体的な生産問題の解決について援助すること、③様々な技術養成クラスで農家を養成すること、④公社の農業技術ステーションについて指導と管理をすること、⑤上級普及部門から新しい技術を引き受けること、などである。

50～60年代には、政府は農業普及事業を重視し、事業によって当時の農業発展と工業化への転化、同時に事業組織も徐々に拡大した。70年代の始めまで、多くの県で作物栽培ステーション、植物保護ステーション、土地肥料ステーション、畜牧獸医ステーションなどの専業ステーションが設立された。これらのステーションの職能は大きく変わり、管理が強化され、普及に関する活動を行うことが主な目的になった。

1974年、農村四級農科ネットという活動を行った湖南省華容県をモデルにして、全国で「四級農業科学実験ネット」を行うことを、国は推進した。「四級農業科学実験ネット」とは、県レベルで農業科学研究所、公社で農業科学実験ステーション、生産大隊で農業科学実験隊、生産隊で実験小組を設立することである。1975年までに、四級農業科学実験ネットに参加した人の数は1,100万人を超えた。当時の左の思潮に影響され、普及事業は本来の活動から少々離れたものの、特定の歴史背景の下でもある程度の役割を果たしていた。

1978年以来、各戸請負制が実施された。それにしたがって、普及事業は、人民公社、生産大隊を通して農家たちに農業技術を普及する方法から、直接に農家たちに技術を普及する方式へと変わった。四級農業科学実験ネットも、人民公社の解体によって運営ができなくなった。これを背景に、農業部は1979年に率先的に全国で29ヶ所の県農業技術推広センターを設立し、これまでの各種の専業技術推広ステーションを合併した。そして、管理の方面では現場の普及が強化され、功能の方面では試験、養成、普及が一貫したシステムに変わり、総合的な優位を発揮させた。そして、1982年に、県農業技術推広センターを健全させ、全国範囲でこれまで分散的な推広、植物保護、土地肥料、種子等の専業ステーションを一つの県農業技術推広センターに合併するという号令が中央政府から発せられた。

1982年に農牧漁業部により全国農業技術推広総ステーションが設立された。そのねらいは全国農業技術普及事業に対する管理と指導をすることである。畜産業を主とした県では、これまで別々になっていた畜牧獸医ステーション、家畜改良ステーション、草原工作ステーション、獸医ステーションなどが一つの県畜牧技術サービス推広センターに合併された。水産を中心とした県では、水産技術ステーションが設立された。1983年7月に農牧漁業部により「農業技術推広条例（試行）」が公布され、農業技術普及事業の機構、任務、編制、組織、設備、経費と賞罰方法など具体的な規定が定められた。また、1984年に「農業技術承包責任制試行条例」が公布され、普及活動の範囲を一層拡大し農業技術普及員の仕事の意欲を引き出した。郷レベルでは農業技術推広ステーション、村レベルでは「農業技術、水利、農業機械、植物保護、種子」などを統合した総合サービス隊が設立された。そして、郷村レベル技術サービス体系の発展によって、「分田到戸」による農地分散などの普及しにくい問題の解決が図られた。80年代の努力によって、90年代初めには全国農業普及システムが大体できていた。1989年末に全国農業技術推広機構がすでに22万以上に達し、農業技術推広員は92万人あまりに及んでいた。県レベルの農業技術推広センターは1,442ヶ所、全国の県の68.7%に設置された。

1989年11月27日に、国務院が「科学技術の発展による農業の振興、農業普及の強化に関する決議」を公布し、農業普及部門が「技物結合」の原則に従う

と規定され、農業普及部門が有償サービスを行うことに対して政策上の援助が提供されることとなった。現場の普及部門は積極的に有料経営活動を行っている。たとえば、植物病院の設立など、1990年までに全国で32,227の県が有償サービスを経営し、その固定資産は15億元、経営総額は60億元に達している。普及部門のほか、農業関係部門も農業普及活動に参加する。技術開発部門と教育部門が研究開発に取り込むとともに、開発成果の普及に力も入れた。情報部門が農村に入り、農家たちに科学技術情報が提供された。90年代の初め頃は普及事業には大きな成果をあげられたと言ってもいい。1993年に「中華人民共和国農業技術推進法」が公布され、農業普及事業は国の事業部門（生産による収入がなく、国家の経費で賄われ、採算にとらわれない）として経費が政府の財政から支出されることが規定された。

## 2. 農業技術普及システムの現状

### (1) 組織システム

中国では、農業、畜牧行業、水産、農業機械化と農業経営管理など5つの専門技術普及システムができていた。国から地方までそれぞれの普及機構が設けられ、上から下までの農業普及体系ができた。このシステムは農業技術の普及を主としているが、広範な技術サービスを提供する。現在、全国で技術普及機構は22万あまりであり、そのうち農業部門の郷と郷レベル以上の普及機構は59,515ヶ所となっている。他には農民たちが自ずから組織した専業技術協会がほぼ15万ヶ所あり、組合に入っている農家は500万戸あまりに達し、全国農家の2%を占める。この農民専業技術協会は新技術の普及、農村経済の発展農業生産の産業化などいろいろな方面で重要な役割を果たしている。今後、農民専業技術協会が普及事業のもう一つの担い手として大きな期待が寄せられている。

#### 課題：普及システムの不健全

① 現在までは、農業技術普及センターを設けた県は1,500にしか達していない。31.3%の県がいまだに農業技術普及センターを設置していない。18.0%の郷、鎮にはまだ農業普及所をもっていないし、34.0%の村は農業普及サービス組織あるいは専門技術員をもっていない。

② 省レベル以下の普及機構がそれぞれの行政部門に管理、指導されている。普及部門と行政の職責が不明確であり、それが中国農業普及システムの不

安定要因の一つになっている。特に県、郷、村レベルの現場の普及ステーションが新しい技術を生産力へと転化するためにはもっとも重要な一環であるが、この一環こそ今極めて薄弱な状態にあるのは事実である。

③ 農業普及システムは農業、牧畜業、水産業、農業機械、経営管理など5つの専門に分かれているが、この5つの専門普及システムの横断的な協力関係強化が課題である。

### (2) 農業技術普及員の状況

改革・開放政策を行って以来、中国では普及員のためによい仕事、生活環境を作るためにいろいろな政策を打ち出した。関係資料によると、1994年の普及員の人数は473,388人に達し、1990年の274,392人より198,996人も増えた。普及員の人数は絶えず増大したが、その内訳をみると、1995年の統計によれば、県レベル以上の普及部門の従事員は58.0%，郷鎮レベルの現場にいる普及部門の従事員は42.0%であった。したがって、中国には数多くの農業普及員、技術員がいるが、実際に農業普及に従事している現場の普及員はまだまだ半分にも達していない。1996年の調査によると、農業普及員は主に公務員と契約労働者に分かれ、そのほかに県と郷には多くのパート・タイマーがいる。普及員の構成比率は、県(市)の場合には、公務員66.6%，契約労働者33.3%，郷、鎮の場合には、公務員43.3%，契約労働者・パート・タイマー56.7%，となっている。県、郷レベルの普及員のうち、公務員は人数の半分を占めている。普及員の採用については、大部分の普及員は農業大学、農業専門学校の新卒であり、そのほかの一部には一定の技術水準を有する経験豊富な農民技術員である。調査によると、県レベルの普及員では、大学卒の学歴をもっている人は11.2%に過ぎない。短大と専門学校の学歴をもっている人も未だに6割達していない状況である。郷、鎮の普及員では、大学卒の学歴をもっている人はわずかに0.3%，短大と専門学校の学歴をもっている人は6割程度となっている。職階については、県レベルの場合、高級職階の人は5.5%，中級職階に人は22.0%，初級職階と技術員は36.0%，職階をもっていない人は35.5%となっている。同様に郷、鎮レベルでは、高級職階0.5%，中級職階12.6%，初級職階と技術員54%，無職階32.2%となっている。職階と学歴から見ると、県、郷レベルの普及員は、主として専門学校の学歴をもっている人で4～5割を占めており、無職階の人が約

3分の1、初級職階と技術員が2分の1程度となっている。

課題は以下の3点に要約できる。

① 人数が少ない。普及員の人数は増大してきたが、農業大国の中国では、普及員と農業人口の比例は1:200となっている。これに対して、先進諸国の場合には1:100程度である。とくに、郷レベルの普及員は4割弱に過ぎない。今のところでは、普及員は農村経済の発展、農民生活の改善の要望に十分に応じることはできない。

② 平均的に素質が低い採用試験が十分には整備されておらず、養成と職階評定制度もまだできていないので、全体的には普及員の資質はまだ低い。

③ 賃金の低下と他分野への人材流失。経費の不足と賃金の低下のため、他分野への人材流失が厳しくなってきた。統計によると、他の分野に流失した人数は、県レベルでは4,000人、郷レベルでは14,000人となっている。

### (3) 普及の経費

農業普及経費は普及システムをスムーズに運営、維持するために最も基本的な投入である。今、中国農業普及資金は次の三つから構成される。①国の財政投入、②普及項目による取得金、③有料サービス、経営活動による利益。1996の調査によると、県の場合では、国の財政投入による資金は総資金の6割、項目の取得金と有償経営による資金は約2割となっている。郷鎮の場合では、国の財政投入、項目の取得金、有償経営による資金の構成比例は、平均的にそれぞれ37.0%、4.4%、50.0%となっている。

国の農業財政投入統計によると、農業普及における国家財政支出について、「七次五年計画期間」(1986年-1990年)は17.33億元で国家財政農業総支出の5.29%占めた。「八次五年計画期間」(1991年-1995年)は132.24億元で国家農業財政総支出の3.9%占めた。しかし、普及機構は1990年の24,678か所から1994年の29,447か所へと4,769か所増え、普及員も1990年から1994年まで198,996人増えた。普及員の人数と給料の増加のため、約7割の財政投入は普及員の給料として使われてしまう。上記の数字から見ると、普及における国の財政支出は年々に増えてきたが、普及員の1人あたりの普及経費は1986年1167元/人から1995年894元/人へと減少して、年平均で0.6%下がっている。地方政府の財源不足のために、普及経費の支出が確保できないところもある。

### (4) 普及方式

国の農業部は、国の農業の発展戦略、方針、政策などを制定し、マクロの方面から管理、指導をする。地方の農業局は國の方針に従い、各地方の事情に応じて、地方の発展政策を制定し、下級部門に普及政策と新技術を伝達する。農業技術普及ステーションが周辺の農家に新技術を普及し、研修教育を行う。この行政部門を主体とする従来の普及方式は、農業体系改革がなされてから、大きく変化し、新しい形を生み出した。

#### 1) 「技物結合」型 —— 技術普及指導と生産資材の販売との結合

1989年の有償経営に関する決議と1993年の「中華人民共和国推広法」により、有償経営が法律上に認められた。主要なタイプは経営普及型である。たくさんの現場の普及機構は「植物病院」をつくり、農業生産用の物資を販売するとともに、技術を普及し、農家にサービスを提供する。その他のタイプは「技術開発+普及+経営」型である。このタイプは技術開発部門と普及部門を連携し、高品質の種子、農薬、肥料、飼料を開発し、統一に加工、販売する。技術開発、生産、加工、普及、販売の一体化が実現された。遼寧省がその典型例としてあげられる。遼寧省農業局、普及ステーションと沈陽農業大学、農業科学技術院などが連携し、地域の資源を生かして、高品質の種子の繁殖に取り組んでおり、種子の開発、生産、加工、普及と販売などを一体的に経営している。12ヶ所の普及ステーションは種子の生産を経営し、1996年に種子だけの販売金額が1億元に達した。遼寧省平頂堡鎮普及ステーションが長年の施肥技術の経験を総括し、地域の耕地状況に応じ、作物の成長需要に即して、複合肥料の加工工場を作り、トウモロコシ、水稻などの専用複合肥料を開発した。普通の肥料の効用が低いという問題を解決し、複合肥料の生産、普及に貢献した。

a) 普及経費不足のため、数多くの普及ステーションが運営難の状況に陥っている。「技物結合」有償サービスという普及方法は、中国の実状に適応し、ある程度は経費不足の問題を解決し、普及事業の発展に貢献している。

b) 普及の方面からみると、「技物結合」有償サービスは試験開発と生産資料の提供と技術展示、研修、指導など3つの機能を有機的に結合して、農家に先進的な技術を普及する方法である。普及事業の効率を高めると同時に、農家の経営規模が小さいため、

生産資料の購買には少量で多品種の仕入れが難しいという問題を解消できる。

c) 「技物結合」有償サービスは生産資材の流通体系の改革を促進し、生産資材の新しい経営方式を生み出した。すなわち、普及、研究開発と緊密に連携する生産資材の販売経営方式が確立した。

### 2) 農業技術サービス産業化——技術普及と農作業受託との結合

農業技術サービス産業化は、伝統的なサービス方法と違って、農作業委託を通して農家の小規模経営を支援する。湖南省が典型例としてあげられる。①育苗作業。県、郷の普及部門が主体となって、育苗作業を受託する。普及部門が優良種の選択、育苗の気候変化など技術問題を解決し、統一に育苗して農家に高品質の種苗を提供し、育苗作業を商品化した。統一に受託することにより、従来の普及方式では解決できなかった高コストや、病害問題を解決し、農家の生産経営コストを下げた。1997年までに湖南省の商品化育苗の面積は35万ヘクタールに達した。②農業機械作業。農業機械部門が農業機械技術開発センターを設置し、農家から機械作業を受託する。祁陽県の農業機械部門が農家と契約して、「統一の技術研修、統一の物質提供、統一の機械修理、統一の作業、統一の費用標準」という受託作業を行った。これにより農業機械の利用率と労働生産率とが高まった。③肥料の開発と施肥。湖南省土地肥料ステーションは各地の農業技術普及ステーションと連携し、各地の土地を測量し、土地の性質に応じて肥料を加工し、農家に提供するとともに、施肥作業を受託した。肥料事業が促進され、農家自分が盲目に施肥する状況が改善された。④病害虫の予防。湖南省株洲県農業部門と農業機械部門は農家と契約して、病害虫の発生予察からの確な防除までの植物防疫作業を受託した。機械化植物防疫作業の受託面積は1996年に1.4万ヘクタール、1997年には2.1万ヘクタールに達し、総面積の6割に及んでいる。農薬の適正使用が推進され、良好な社会効果、経済効果、環境に配慮した生態的効果が上った。

### 3) 技術普及と農産品加工、販売との結合

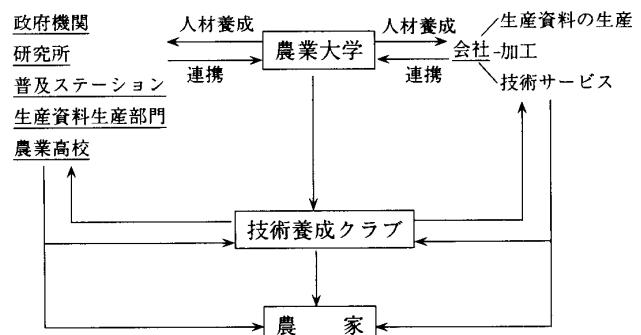
牧畜獣医ステーションは品種の導入、繁殖、防疫などの技術指導を行うとともに、養殖基地をつくり、畜産品の加工、販売などを組織した。農業技術普及機構は高品質の米、特種米、野菜などの栽培基地を作り、農産品の加工、包装などを組織し、農産品の付加価値を高め、農家たちの収入を増加させた。こ

のように普及体系は今後も一層発展していく。

## 3. 中国における普及システムの二大特色：

### (1) 大学の普及事業への寄与

大学が普及事業に寄与している点が中国普及事業の特色である。普及事業が州立大学、農科大学を中心に実施されているアメリカとは違って、中国は日本と同様に、普及事業は行政部門を中心に実施されている。直接的な技術指導は通常政府の普及機構により実施されるが、大学は普及事業における不可欠の一環として、技術開発と人材養成の機能を担っている。中国では、50あまりの農業大学と数多くの短期大学が設置され、それらは国と地方政府に所属し、主に技術の研究、人材養成と新技術・知識の普及に努めている。その他にも、社会団体や農業関係会社などと連携して新技術を開発し、民間向けのコンサルティングと技術研修なども行っている。最近、付属会社を設立して直接的に民間、会社、農家に技術と生産資材を提供している大学のケースが増えている。特に、農業大学は農業高校と緊密に連携し、農業高校のために教員の養成、実用技術教材の提供、教学基地建設などの指導を行う。1995年には、中国では2,126の農業高校があり、69.2万人在学している。農業高校の卒業生はほとんど農家の出身で普通の農家より一定の技術を修得し、現在と将来の農業経営と技術の普及、採用の担い手として期待されている。「農業大学+農業高校（農学校）+農家」という技術普及方式の充実はこれからの課題である。したがって、大学はプロの教育人材と専門分野の人材を有し、技術開発と将来の経営、普及の担い手の養成に大きな貢献をしており、普及事業にとって不可欠な役割を果たしている。以下は大学、会社、公的機構により普及の形式を表す図である。



→：人材養成、技術情報の提供あるいは技術研究連携  
図1 農業大学を中心とした中国の普及システムの概要

Fig. 1 Outline of extension systems in China

## (2) 普及システムにおける「技物結合」有償サービス

1989年の有償経営に関する決議と1993年の「中華人民共和国推広法」により、有償経営が法律上に認められ、新しい普及方式を産み出した。普及機構は技術の指導、普及活動に取り組むとともに、積極に生産資材の販売、農作業受託などの経営活動に参加し、農業の産業化の進展に大きな役割を担っている。たとえば、普及機構が「植物病院」を設立するケースは多く、農業生産用の物資を販売するとともに、技術を普及し、農家にサービスを提供する。また、技術開発部門と普及部門が連携し、高品質の種子を開発し、統一に加工、販売するケース（遼寧省）もある。こうして技術開発、生産、加工、普及、販売の一体化が実現された。湖南省の場合は、県、郷の普及部門が主体となって育苗作業を受託し、普及部門が優良種の選択、育苗の気候変化など技術問題を解決し、統一的に育苗し、農家に高品質の種苗を提供して、育苗作業を商品化させたケース（湖南省）

### 【参考添付資料】

#### 中華人民共和国農業技術推広(普及)法

1993年7月2日第8回中国全国人民代表大会常務委員会第2次会議

##### 第1章 総 則

**第一条** この法律は農業技術推広事業を助長し、農業科学技術開発成果と実用技術の現場生産力への転換を促進し、農業発展の振興と農業の現代化を図ることを目的とする。

**第二条** ここでいわゆる農業技術とは、農業、林業、牧畜業、漁業に使われている開発成果と実用技術のことである。優良種の繁殖、施肥、病害虫の防除、栽培および飼養・養殖技術、農業副産物の加工、保存、運輸技術、農業機械技術と農業用航空技術、水利、土壤改良、水土保持技術、農村用水、農村資源利用と農業環境保護技術、農業気象技術および農業経営管理技術などが含まれ。

ここでいわゆる農業技術推広とは、試験、養成、指導および助言などを通じて農業技術を農業生産の全過程まで推広することをいう。

**第三条** 科学技術の進歩、教育の発展によって農村

もある。施肥、農機具、病害虫の予防作業も、受託して統一な作業を行い、農家の経営コストを下げ、生産率を高め、良好な社会効果、経済効果、生態的効果を上げた。

普及経費不足のため、数多くの普及ステーションが運営難の状況に陥っているという実情に対応し、有償サービスという普及方法は、普及経費不足の問題を緩和し、普及事業の発展に貢献している。また、「技物結合」有償サービスは試験開発と生産資材の提供と技術研修指導など3つの機能を有機的に結合して、技術開発体制と生産資材の流通体制の改革を推進している。市場体制の下で、技術と人材の面で優位性を有する普及事業が直接的に市場に参入することにより、技術開発成果を生産力へと転換することを促進し、農家への経営指導もより効率である。有償サービスは、技術開発部門が何を研究するか、また普及部門が何を普及するかを市場メカニズムにより調整することができる点でも有効である。

~~~~~  
経済を振興し、農業技術の推広を促進し、高収量かつ高品質の効率的な農業を発展する。

#### 第四条 農業技術推広活動を行う時、以下の原則に従わなければならない

- (1) 農業の発展に寄与すること。
- (2) 農業労働者の意志を尊重すること。
- (3) 現地適応性を確認すること。
- (4) 国家、農村集体経済組織が援助すること。
- (5) 試験開発機構、農業関係学校、推広機構と民間の開発組織、科学技術員、農業労働者が連携すること。
- (6) 農業生産の経済的效果、社会的效果、生態的效果を重視すること。

**第五条** 国は、科学技術者による先進的農業技術の開発や推広と、農業労働者と農業生産経営組織が先進的農業技術を応用することを支援し、奨励する。

**第六条** 国は、外国の先進的農業技術の導入を支援し、農業技術推広の国際協力と交流を促進する。

**第七条** 各レベルの人民政府は農業技術推広に対する指導を強化し、関係部門と組織、農業技術推広事業の発展を促進する。

第八条 農業技術推広事業に貢献する部門と個人を奨励すること

第九条 國務院の農業、林業、牧畜、漁業、水利等推広行政部門（以下は農業技術推広行政部門と総称する）は各自の職責に応じて、全国範囲の農業技術推広事業を統括する。県および県以上各レベルの人民政府の農業技術推広行政部門は同級人民政府の指導の下で、各自の職責に応じて、各自行政区域内の農業技術推広事業を統括する。同級人民政府の科学技術行政部門は農業技術推広事業について指導する。

## 第二章 農業技術推広システム

第十条 農業技術推広システムは、農業技術推広機構と農業科学技術開発部門、農業関係学校、民間の科学技術組織、及び農民技術員が連携した推広システムである。

国家は供銷合作社、企業、公的機構、社会団体及び民間の科学技術者が農村で農業技術推広活動を行うことを支援し、奨励する。

第十一条 鄉、民族郷、鎮及びそれ以上の各レベルの農業技術推広機構の職責については、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (一) 農業技術推広計画の立案と実施。
- (二) 農業技術の研修教育の実施。
- (三) 農業技術情報の提供。
- (四) 推広項目に決まっている農業技術について試験展示。
- (五) 下級農業技術推広機構、民間の科学技術と農民技術員が行う農業技術推広活動に対する指導助言。

第十二条 農業技術推広機構の専門科術人員は専門学校以上の学歴を有するもの、あるいは県レベルと県レベル以上の政府の関係部門が主催した農業専門に関する教育を受けて、一定の農門技術レベルを有するものとする。

第十三条 村レベルの農業技術推広組織と農業技術員は農業技術推広機構の指導の下で、農業技術知識を伝達し、農業技術推広活動を行い、農業労働者に技術サービスを提供する。

一定の条件を満たす農家は、農業科学技術のモデ

ル農家として模範を示す。

国は農業技術員についての研修を実施する。試験を受け、資格を取った農民技術員には関係規定により職階を授与し、証明書を交付する。

村民委員会と村集体経済組織は、村農業技術推広組織と農業技術員が推広活動を行うのを推進する。

第十四条 農場、営林場、牧場、漁場は管轄範囲の農業技術推広に限らず、より広い社会的範囲における農業技術推広活動を行うよう努めるべきである。

第十五条 農業科術開発部門と農業関係学校は農村経済発展の需要に即して、農業技術開発と推広を行い、先進的技術の農業生産現場への推広と応用に努める。

教育部門は、農業技術推広員と農業労働者の素質を高めるために、農村で農業技術推広に関する職業訓練を行う。国は農業集体経済組織、企業、事業部門と民間の組織が農村で農業技術教育を行うことを奨励する。

農業科学開発部門と関係学校の農業技術推広に従事する科学技術員の職階評定に際しては、農業推広の実績を重要視する。

第十六条 国は農村での民間の科学技術組織の発展を援助する。

## 第三章 農業技術の推広と応用

第一七条 農業技術推広項目を作ること。重要な農業技術推広項目については、国と地方政府の科学技術の発展に関する計画の一部として、農業技術推広行政部門と科学技術行政部門が各自の職責に応じて、連携して実施する。

第十八条 農業科学技術研究部門と農業関係学校が、現場生産における未解決な技術問題を研究課題とする。開発成果は農業技術推広機構を通して、あるいは直接に農業労働者と農業生産經營組織に推広する。

第十九条 農業労働者に推広する予定の農業技術については、現地適応性を確認しなければならない。

現地適応性が確認されていない農業技術を農業労働者に推広し、それが農業労働者に損害をもたらした場合には、推広機構は民事賠償責任を負う。担当者と責任者が所属している部門か上級部門が担当者

と直接な責任者に行政処分をすることができる。

**第二十条 農業労働者が自由の原則にしたがって、農業技術を採用する。**

組織と個人は、農業労働者に農業技術の採用を強制し、それが農業労働者に損害をもたらした場合には、民事賠償責任を負う。担当者と責任者が所属している部門か上級部門が担当者と直接な責任者に行政処分をすることができる。

**第二十一条 県、郷の農業技術推広機構は、農業労働者に対し農業科学技術に関する知識を習得させ、農業技術の採用能力を高めるための研修教育を行う。**

先進的農業技術を採用する農業労働者に対して、関係部門が技術養成、資金、物資、販売などの方面から支援する。

国は、農業労働者が農業技術推広活動に参加することを支援する。

**第二十二条 国の農業技術推広機構が農業労働者に農業技術を推広する際には、次の規定に該当する場合以外は、無償とする。**

ただし、農業技術推広機構、農業技術開発部門、農業関係学校および科学技術員が、技術の譲り渡し、技術サービスと技術委託など形で農業技術を提供する場合には、有償サービスが認められる。それによる収入は法律上保護される。農業技術の譲り渡し、技術サービスと技術委託を行う際には、当事者は各自の権利と義務を規定し、契約をする。

国の農業推広機構が農業技術を推広する必要な経費は、政府が負担し、財政から支出される。

### 第三章 農業技術推広の保証措置

**第二十三条 国は農業技術推広への投入を逐次増長させる。各レベルの人民政府が財政予算の範囲内で農業技術推広に使う資金を保障し、常にこの資金を年々増長させる。**

各レベルの人民政府は、財政支出と、農業発展基金から一定の資金を引き出す方法により、農業技術推広の資金を交付する。

組織と個人が農業技術推広の専用資金を流用することはできない。

**第二十四条 各レベルの人民政府は、農業技術推広に従事する専門科学技術員の仕事環境と生活環境を保障、改善し、専門科学技術員の待遇を改善し、国**

の規定により手当を支給し、農業技術推広機構と専門科学技術員の安定を保証する。郷、村で農業技術推広に従事する専門科学技術員の職階評定に際しては、推広の業務技術レベルと実績を主な評定標準とする。

**第二十五条 郷、村集体経済組織は、郷鎮企業の「以工補農、建農」資金の内から一定の資金を引き出して所在の郷、村の農業技術推広への投入とする。**

**第二十六条 農業技術推広機構、農業技術開発機構と農業関係学校が、農村経済発展の需要に応じて、技術指導と物資提供との結合など多様な形で経営サービスをすることを認める。農業技術推広機構、農業技術開発機構と農業関係学校により設立した農業に寄与する企業に対して、国は税金、融資など方面から優遇措置を与える。**

**第二十七条 農業技術推広員が絶えず知識を更新し、業務レベルを高めるために、農業技術推広行政部門と県、県以上の農業技術推広機構は計画的に農業技術推広員を養成する。**

**第二十八条 各レベルの地方人民政府は、農業技術推広機構が農業技術の試験、展示をするために必要な試験基地と生産資材を獲得することを保証する。**

各レベルの地方人民政府は、農業技術機構が推広事業を行うに必要な環境を保障する。

各レベルの地方人民政府は、農業技術推広機構の試験基地、生産資材、その他の財産を守る。

### 第五章 附 則

**第二十九条 国務院が本法律により実施条例を制定する。**

省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会が本法律と現地の状況により実施方法を制定する。

**第三十条 本法律は公布される日から効力が発生する。**

**【参考文献リスト】**

- 1) 中華人民共和国農業技術推広法. (1993)
- 2) 薛桂霞：中国農業技術推広体系的建設与發展. 中国糧食生産与農業技術推広, P. 67-79, 中国農業科術出版社 (1999)
- 3) 李桂麗等：重塑農業科術成果推広体系. 農業經濟問題99年12月号 (1999)
- 4) 姜会飛・廖樹華・溫德永：探索新時期農技推広的新途径. 農業經濟00年5月号, P. 28-29 (2000)
- 5) 李宏偉：立足推広，強化經營，開創農技推広工作新局面.
- 農業經濟98年7月号, P. 23-24 (1998)
- 6) 趙佳榮：論「農業院校+農職中+農戶」科技転化推広網絡模式. 農業技術經濟1999年2月号, P. 29 (1999)
- 7) 黄季・胡瑞法・孫振玉：讓科學技術進入農村的千家万户. 農業經濟問題2000年4月号, P. 17-24 (2000)
- 8) 農業科術政策研究課題組：中国農業科術能否承担起養活16億人口的重任. 農村經濟文稿1998年6月号, P. 1-20 (1998)
- 9) 白金友：關於完善農技推広自我發展機制的探討. 農業經濟1999年9月号, P. 3-4 (1999)

## Summary

Recently, Agricultural Extension systems of China developed rapidly.

The government announced the bill of Agricultural Extension in 1953. Afterwards, the Extension stations were set up in villages. And, a special, leading various stations were established in each prefecture.

The regions for the research and the examination of the agricultural technology were set in 1970's. The examination ground group made the network. Such practice bore good results. However, farmer's contract system started in 1978. The network on the examination ground disappeared.

After wards, a prefecture special, leading various stations became united Extension Centers in 1983. And, the national integrated station was established.

The law of Agricultural Extension was tried for ten years from 1984, and "Law of Agricultural Extension in China" was enacted in 1993.

The feature of agriculture Extension in China is the following some points.

- ① Uniting with sales of Extension and production materials.
- ② Uniting with work trust of Extension and agriculture.
- ③ Uniting of Extension and processing of agricultural products and sales business.

In short, the pay service is built in Extension.

Moreover, Agricultural Universities are contributing to the Extension Business very much. A lot of Universities establish an attached company, and the Extension business is done.